

平成 27 年度の年度評価の視点（案）

第 2 期中期計画の初年度である平成 27 年度の年度計画は、「常に最新の情報収集に努め、的確な判断と迅速な対応により医療制度改革や新たな医療需要に応えらるとともに、安全で質の高い医療サービスを安定的に提供する。」ことを目標に、第 2 期中期計画の達成に向け必要な事項を基本に策定された。

この年度計画に基づき、地方独立行政法人長野県立病院機構が実施した業務の実績に関する評価は、年度評価実施要領及び年度評価基準によるほか、次の視点で行うものとする。

1 平成 27 年度の年度計画の実施状況に対する評価の視点

年度計画に沿った病院運営が確実に行われ、県民に提供するサービス及び業務の質の向上や、業務運営の改善及び効率化が図られているかどうか検証し、その成果や取組の状況について評価を行う。

2 平成 26 年度評価の「今後に向けた課題」への取組に対する評価の視点

平成 26 年度評価で指摘した課題を克服するため、具体的な取組が行われ、確実に改善されているか、あるいは改善の見込みがあるかどうか検証し、課題への対応状況について評価を行う。

3 中期目標の期間（H27～H31 年度）の進捗状況に対する評価の視点

平成 27 年度における取組が、中期計画の着実な達成のために十分なレベルに達しているかどうか検証し、中長期的な視点から評価を行う。

年度評価実施要領

平成22年10月26日

地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会決定

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 28 条第 1 項の規定による地方独立行政法人長野県立病院機構（以下「機構」という。）に係る各事業年度における業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）は、機構の業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資すること等を目的として、この要領の定めるところにより実施する。

1 年度評価の基本

年度評価は次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 年度評価は、各事業年度における機構の業務の実績に基づき中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を踏まえ、当該業務の実績の全体について総合的な評価を行うこと。
- (2) 中期計画の実施状況を的確に把握するため、機構理事等からの意見聴取を行うこと。
- (3) 機構の質的向上を促す観点から、戦略性が高く意欲的な目標及び計画については、達成状況の他に取組の過程や内容を評価する等、積極的な取組として適切に評価を行うこと。

2 実施方法

(1) 業務の実績報告

地方独立行政法人長野県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成 22 年長野県規則第 12 号）第 6 条に規定する報告書は、業務実績報告書（別紙様式）によるものとする。

なお、当該報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 機構の概要

イ 業務の実績

(ア) 全般的実績

機構全体及び病院、介護老人保健施設ごとに、総括、業務実績の概要及び特記事項等を記載すること。

(イ) 項目別実績

中期計画の項目別に実績を記載し、自己評価を行うものにあつては以下の区分及びその説明を記載すること。

A	年度計画に対し十分に取り組み、成果も得られている。
B	年度計画に対し十分に取り組んでいる。
C	年度計画に対する取組は十分ではない。

(2) 年度評価の方法

ア 調査及び分析

中期計画の実施状況について、業務実績報告書等に基づき機構理事等からの意見聴取を行うことなどにより、調査及び分析を行う。

イ 評価

(ア) 総合評価

(イ)及び(ウ)並びに2の(1)のイの(ア)の総括等を踏まえ、中期計画の実施状況を評価する。

(イ) 大項目別の状況

調査及び分析の結果を踏まえ、中期計画の「第1 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」及び「第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項」について、中期計画の達成に向けた業務の実施状況を記述するとともに、特に評価できる点及び課題となる点を記述する。

(ウ) 病院、介護老人保健施設別の状況

病院、介護老人保健施設別にその特性に配慮しつつ、特に評価できる点、課題となる点等の重要事項について記述する。

(別紙様式 略)

年度評価の評価基準

平成 23 年 4 月 20 日
地方独立法人長野県立病院機構評価委員会決定

地方独立行政法人法（平成 15 年法律 118 号）第 28 条の規定及び年度評価実施要領（平成 22 年 10 月 26 日地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会決定）に基づく地方独立行政法人長野県立病院機構（以下「機構」という。）の各事業年度における業務の実績に関して行う評価の基準については以下のとおりとする。

1 総合評価

大項目別の状況、病院、介護老人保健施設別の状況、業務実績報告書の全般的実績の総括等を踏まえ、県民に提供するサービスその他の業務の質の向上、業務運営の改善及び効率化、財務内容の改善の観点から中期計画の達成の可能性について総合的に評価する。

2 大項目別の状況

中期計画の「第 1 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」及び「第 2 業務運営の改善及び効率化に関する事項」について、中項目ごとの実施状況を記述し、その状況等を総合的に勘案して大項目別の中期計画の達成状況を評価する。

また、機構全体の業務の改善、充実を図る観点から、地方独立行政法人制度の利点を活かした機構の戦略的な取組や課題となる点について記述する。

3 病院、介護老人保健施設別の状況

病院、介護老人保健施設別に、地域での役割や提供する医療の内容等の施設の特性、施設運営に当たった自律性、機動性、透明性、効率性を考慮して、地方独立行政法人制度の利点を活かした病院の意欲的な取組や課題となる点について記述する。これにより、大項目別の中期計画の達成状況及び総合評価の参考とする。

地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会による 平成 26 年度評価結果の概要

1 総合評価

医療推進課

- 26 年 9 月の御嶽山噴火災害への対応など、木曾病院をはじめ各病院で災害等の非常時への備えと実践に取り組んでいる。また、医師の確保が困難を極める中、理事長、病院長等の人的ネットワークを最大限活用することにより医師等の増員を図り、診療体制の充実を図った。
- 各病院で第 2 期中期計画の作成過程を通じ、病院長と職員との情報共有や意見交換に努め、病院長の目指す経営方針の実現に取り組んだ。
- 医業収益は、患者数の減少により前年度に比べ微減となった。信州木曾看護専門学校の運営経費や消費税率引き上げの影響などにより、経常費用の伸びが経常収益の伸びを上回り、経常損益は前年度比 8,314 万 8 千円減少し、6,955 万 5 千円の赤字となった。
- 須坂、阿南及び木曾の各病院は、地域の中核病院やへき地医療拠点病院として、専門外来や在宅医療・巡回診療のほか、須坂病院の地域包括ケア病棟の開設、阿南病院では地域医療総合支援センターの開設など、地域の医療ニーズに応える取組を進めている。またこころの医療センター駒ヶ根は、着実に医療サービスを充実させ、経営も改善していく好循環が生まれている。こども病院ではコンパクトドクターカーを導入したほか、P I C U の増床を決定し小児・周産期救急医療体制の充実・強化を図っている。
- 平成 26 年度における病院機構は、独法化後の最初の 5 年間で締めくくるのに十分な取組を実行してきたことが確認できた。これまでの 4 年間の取組と併せ、県民に良質な医療を効率的に提供し、県立病院としての公的使命を積極的に果たすことにより、第 1 期中期計画を達成することができたものと評価したい。

2 特に評価できる取組

① 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

災害等危機管理事象への備えと実践	26 年 9 月の御嶽山噴火災害における木曾病院の被災者診療やこころの医療センター駒ヶ根の職員派遣、須坂病院のエボラ出血熱患者を想定した搬送訓練の実施など、災害等の非常時への備えと実践に取り組んでいる。
医師・看護師等の確保に向けた取組	理事長、病院長等の人的ネットワークを最大限活用して医師等の増員を図り、診療体制の充実を図った。
26 年 4 月信州木曾看護専門学校の開校	第 1 期生 33 名（52%が木曾・上伊那・南信州の出身者）の入学者を迎え地域医療に貢献する看護人材の養成を開始した。

② 業務運営の改善及び効率化に関する事項

第 2 期中期計画の作成	医療を取巻く環境変化に対応するため、積極的に新たな取組を掲げた。また、各病院では第 2 期中期計画の作成過程を通じ、病院長と職員との情報共有や意見交換に努め、病院長の目指す経営方針の実現に向け取り組んでいる。
--------------	--

③ 病院別

須坂病院	○休止病棟を地域包括ケア病棟（46 床）として開設 院内外から延 7,346 名の患者を受入れ、在宅復帰に向けた診療、看護、リハビリテーションを提供し、回復期機能を担う取組を始めた。
こころの医療センター駒ヶ根	○着実な医療サービスの充実と経営改善への取組 医師の増員、新たな治療方法の開始、効率的なベッドコントロール等により充実した医療を提供し、それらが赤字幅縮小に繋がる良い循環が生まれている。

阿南病院	<p>○地域包括ケアシステムの構築に向けた取組</p> <p>医師会と共催で市町村、保健師、診療所、介護施設、社会福祉協議会等を対象に研修会を開き、下伊那南部地域の地域包括ケアシステム構築に向け取り組んでいる。</p>
木曽病院	<p>○災害拠点病院としての役割を発揮</p> <p>御嶽山噴火災害では、DMA T 1 隊を現地へ派遣するとともに、関係機関と連携して被災者 61 名の診療を行った。災害に備えた毎年の訓練、災害時の迅速な対応、さらにその時の経験を様々な場で発信するなど、災害拠点病院の役割を果たし、県民の信頼に応えている。</p>
こども病院	<p>○小児・周産期救急医療体制の強化</p> <p>コンパクトドクターカー導入による搬送体制の強化、小児重症患者の増加に対応するためP I C U（小児集中治療室）の4床増床を決定するなど、県の小児高度救急医療、地域小児救急の後方支援機能及び総合周産期母子医療センターとしての役割を果たしている。</p>
信州木曽看護専門学校	<p>○学生募集及び学生確保に向けた取組</p> <p>高等学校への訪問や年2回のオープンキャンパスの実施、ホームページなど各種広告媒体を使った学生募集や学校の知名度向上に積極的に取り組んでいる。</p>

3 今後に向けた課題（主なもの）

- ① 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - ・県の地域医療構想が27年度及び28年度で検討されていくことから、2025年に向けた二次医療圏での役割について、他の医療機関との関係を含めてしっかり検討を進めていただきたい。
- ② 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - ・こども病院で始めた診療科別の原価計算システムの構築を病院機構全体で進めていただきたい。
- ③ 財務内容の改善に関する事項
 - ・26年度の決算では年度計画と実績の乖離が大きい病院があり、引き続き計画達成に向けて取り組んでいく必要がある。第2期中期計画を確実に達成するため、病院長のリーダーシップの下、PDCAサイクルによる業務運営を強化し、安定的な病院経営に向け取り組んでいただきたい。
- ④ 病院別
 - 【須坂病院】
 - ・地域包括ケア病棟の機能を発揮するため、圏域内の急性期病院や慢性期病院、介護施設、訪問看護ステーション等との連携をより一層強化していただきたい。
 - 【こころの医療センター駒ヶ根】
 - ・児童精神科専門病棟の機能を十分に活かした診療とともに、児童相談所等の関係機関との連携を強化し児童の退院促進と早期家庭復帰を図っていただきたい。
 - 【阿南病院】
 - ・小さな診療所が多い医療圏の状況から、他の訪問看護ステーションとの連携を含め様々な面で病院が中心となり連携を図っていく取組に期待したい。
 - 【木曽病院】
 - ・26年度は常勤医の退職や非常勤医師への交代などで医師の充実を図ることができなかった。大学との連携を深めながら、機構本部とも連携し医師確保に引き続き取り組んでいただきたい。
 - 【こども病院】
 - ・人材育成の取組をさらに充実・拡大し、小児・周産期の高度・専門医療を担う病院としての役割を発揮していただきたい。
 - 【信州木曽看護専門学校】
 - ・教員の指導体制や学生のサポート体制を整え、看護師国家試験の合格に向け基礎学力を着実に身につけるための取組を進めていただきたい。

地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会による 第1期中期目標期間評価結果の概要

1 総合評価

医療推進課

病院機構は、この5年間で地方独立行政法人としてのメリットを最大限活かし、医療スタッフの充実、職員の経営マインドの醸成、定期的な理事会の開催と病院長を中心とした迅速な経営判断など、行政組織から医療を提供する専門組織へと脱却を図ってきた。

それらの基盤の上に、地域における基幹病院として地域の医療を支えるとともに、感染症や精神科救急・急性期医療、高度小児医療、総合周産期医療など他の医療機関では対応が困難な高度・専門医療の充実を図り、県民に提供してきた。

また病院経営面では、患者数が長期的に減少傾向にある中で医業収益を伸ばすとともに、経費の削減にも取り組み、5年間の累計では黒字を確保することができた。

当評価委員会は、病院機構が行った平成22年度から26年度までの第1期中期目標期間中の県立病院運営については、県が示した中期目標を達成し、県立病院として求められる公的使命を十分果たすことができたものと、高く評価する。

今後も、県民へ良質な医療を安定的に提供することに努めるよう期待するものである。

2 第1期中期目標 大項目別の実施状況とその評価

(1) 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

【中期目標】

病院機構は、県の医療政策として必要な地域医療、高度医療及び専門医療を提供すること等により、県民の健康の維持及び増進並びに県内医療水準の向上に努めること。

【実施状況と評価】

独法化により、医療スタッフの大幅な増加が可能となった。22年4月には計1,151名であったが、積極的にスタッフの増加を図り27年4月には計1,418名となった。この人的基盤をベースに病院機構の5病院は、ニーズが増加する在宅医療への対応、他の病院では対応が困難な感染症、精神科救急・急性期医療、高度小児医療や総合周産期医療などを積極的に充実し提供してきた。

また、26年4月には、地方独立行政法人が設置したものとしては全国初の信州木曾看護専門学校を開設し、地域医療に貢献する看護人材の養成を開始した。

これらの取組は、県民の健康の維持と増進、並びに県内医療水準の向上に大きく貢献しており、県が示した中期目標を十分に達成したものと、高く評価したい。

(2) 業務運営の改善及び効率化に関する事項

【中期目標】

地方独立行政法人制度の特長である経営体としての柔軟性・自律性・迅速性を活かして業務運営の改善・効率化に努めること。また、情報通信技術の活用についても鋭意努めること。

【実施状況と評価】

独法化により職員定数の制約がなくなり、地域の医療ニーズに応えるために柔軟な職員体制と職員の採用が可能となった。看護師や理学療法士などの医療スタッフを積極的に採用したほか、職員のプロパー化を推進し、22年4月では全体の13%を占めていた県からの派遣者は、27年4月には3.5%まで低下している。

中でも事務部門は、病院経営に必要な専門知識と経験が豊富な職員の確保に努め、経営力の強化に取り組んだ。また、病院機能にふさわしい独自の人事・給与制度を看護職、医療技術職、事務職に順次導入した。これらの取組により、行政組織から安全で質の高い医療を提供する専門組織へと脱却を図り、地方独立行政法人が運営することの効果が表れていることを高く評価したい。

一方、患者数の減少などにより目標としていた病床利用率に届かなかった病院も多く、厳しい経営環境に対応していくために、今後も一層業務運営の改善と効率化を図ることを望む。

(3) 財務内容の改善に関する事項

【中期目標】

病院機構は、経営基盤を強化し、安定した経営を続けるため、次の目標を達成すること。なお、県は病院機構の中期計画に予定される運営費負担金を適正に負担する。

- 1 中期目標期間内に経常収支比率100%以上を達成すること。
- 2 中期目標期間内の資金収支を均衡させること。

【実施状況と評価】

一つ目の経常収支比率の均衡については、5年間の合計で、計画していた4億1,400万円を上回る8億1,900万円の経常利益を確保し、県が示した目標を達成した。

二つ目の資金収支の均衡については、5年間の合計で、計画していた2億1,800万円を上回る8億8,200万円の資金を確保し次期に繰り越すことができ、県が示した目標を達成した。

この5年間で収入の確保と経費の削減に取り組み、県が示した目標を達成したことを評価したい。第2期においても収入の確保と経費の削減に取り組み、安定した経営基盤を確立するとともに、経営分析手法を積極的に取り入れることにより実態把握を行い、より健全な運営に努めていただきたい。